福祉

障がいのある方タクシー料金を助成

障がいのある方が病院への通院などでタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象
・身体障害者手帳1・2・3級の方
・療育手帳A・B判定の方
・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など　基本料金と迎えの料金を原則として月2回（週あたりの通院回数に応じて変わります。）

申込方法　身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、地域福祉グループで申請

申込期間　3月24日(月)～随時受付

利用可能期間　4月1日(火)から1年間
※4月1日(火)より前の利用はできませんので注意してください。

申込・問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

水道

水道料金について

◆水道料金の漏水軽減
家の敷地内の地中などで漏水した場合は、水道料金の漏水軽減が受けられることがあります。漏水していると思われるときは、問い合わせてください。

◆水道料金の減免
生活扶助受給世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、重度の心身障がいがある方の世帯、母子・父子世帯の方などは、申請された翌月から、月額340円を減免しています。まだ減免されていない方は、申請してください。

◆水道料金が未納の場合
長期間にわたり水道料金の納付がない場合は、給水を停止させていただきますので、納付が遅れる場合はかならず相談してください。

◆口座振替のお勧め
水道料金の納付に出かける手間のいらない口座振替をお勧めします。市役所上下水道グループまたは、お客さま番号がわかる物を持参のうえ、金融機関で申し込んでください。

◆転居する場合の水道料金
転居する場合は、市役所上下水道グループに水道の停止の連絡をしてください。連絡のない場合、いつまでも料金が請求されてしまいますので、忘れることなく連絡してください。
転居による水道料金の精算は水道の停止日までで料金を算出して、後日、新住所に納付書を送付します。口座振替利用の方は翌20日ごろに口座振替になります。停止日により、通常の検針分（2か月分）と転居日までの精算分が同時請求となる場合があります。
口座振替が申し込んである方が市内で転居する場合、お客さま番号が変更になるため、お手数ですが、再度口座振替の申込みをお願いします。

◆水道料金・下水道使用料などの消費税率の変更
消費税法の改正により水道料金・下水道使用料などにかかる消費税率が4月1日(火)から5%から8%になります。
水道料金・下水道使用料は2か月に1回の検針のため、国税庁の消費税率等に関する経過措置の取扱いに準じて消費税を計算します。
【例】3月定例検針以前から継続して2か月使用の場合は5月定例検針分までが5%の税率、その後の検針分から8%の税率になります。

◆検針票が変わります
検針入力装置の変更により、検針時にお届けする検針票（今回使用水量等のお知らせ）が変わります。

＊　＊　＊

問合せ先
市上下水道グループ
☎52-1111（内線297・298）

スポーツ

高浜市全国大会等参加奨励金支給制度支給基準変更のお知らせ

市では、スポーツ振興の推進とともに大会参加選手への奨励のため、市内に住所のある方が全国大会もしくは国際大会に参加選手として出場した場合、「高浜市全国大会等参加奨励金」を支給していますが、4月1日(火)より支給基準を変更します。

変更箇所
・国際大会（国外開催）出場時の奨励金支給額…「運賃および宿泊費の2分の1以内の額」から「運賃および宿泊費の2分の1以内の額（ただし、年間10万円を上限とする。）」へ変更します。

申込・問合せ先
市文化スポーツグループ
☎52-1111（内線330）

善意をありがとうございました

（敬称略）

社会福祉協議会へ
桒原一幸